＼ 奨学生を募集します。返済不要の給付型！ ／

「厚木市久保奨学金 実施要領」

はじめに

厚木市教育委員会では、市民の方からの寄附を基に、未来を担う子どもたちの夢の実現を応援するため、奨学金を給付する厚木市久保奨学金事業を実施しています。
支給を希望される方は、必ず内容を確認し、申請の手続等を行ってください。

奨学金の種類

1 入学準備奨学金
高校等※への入学に要する費用として**６万円**支給します。

2 高校等修学奨学金
高校等における修学に要する費用として年額**12万円**支給します。
(注意)支給期間は、高校等第１学年の１年間です。継続して、第２学年で支給を受けるためには、別途申請手続が必要になります。(継続支給審査有り)

※高等専門学校、専修学校高等課程を含む。

募集人数・支給を受けることができる方

いずれの奨学金も次の全ての要件を満たす**20人程度**に支給します。
なお、定員を超えて申請があった場合は、要件等を総合的に考慮した上で選考します。

▶ 学業成績が優秀であること
中学第３学年の２学期における９教科の５段階評定の平均が、**4.0程度**であることを目安とします。

▶ 修学の意欲があること
申請者(生徒)が記入する「修学の意欲について」の内容等から判断します。

▶ 経済的な理由により修学が困難であること
保護者等の市町村民税所得割額の合計が**22万7,100円未満**であること
※おおむね年収750万円未満

申請方法

学級担任の先生から「厚木市久保奨学金支給申請書」・「修学の意欲について」を受け取り、記入例をよく確認し、作成してください。
申請書類を整えて、12月２日(水)までに学級担任の先生へ提出してください。

今後のスケジュール・問合せ先等は裏面を御確認ください。

主なスケジュール(申請から支給まで)

時期	入学準備奨学金	高校等修学奨学金
令和８年 12月２日(水)	奨学金の支給を希望される方は、「厚木市久保奨学金支給申請書」等を学級担任の先生に提出してください。	
12月中旬～	厚木市久保奨学金奨学生選考委員会の意見を聴いた上で、厚木市教育委員会が支給の可否を決定します。	
令和９年 １月下旬	支給の可否について、申請者の御自宅に通知等を郵送します。	
２月	支給が決定した方は、必要書類（「合格証明書」等）を教育委員会へ提出してください。 提出してから約２週間後に、支給します。	
３月下旬		支給の可否について、申請者の御自宅に通知等を郵送します。
４月		支給が決定した方は、必要書類（「生徒証」等）を教育委員会へ提出してください。 提出してから約２週間後に、支給します。（４月と10月に各６万円を支給します。）

注意事項

奨学金の支給要件に該当しなくなったとき、厚木市久保奨学金基金条例等に違反したとき又は虚偽の申請によって奨学金の支給を受けたとき等に該当する場合、奨学金の支給決定を取り消し、又は変更することがあります。

また、この場合、奨学金の返還を求めることがあります。

なお、高校等修学奨学金の支給については、市議会の予算議決後に実施が確定します。

問合せ先

厚木市教育委員会 教育部 教育総務課 教育総務係
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
電話：(046)225-2600(直通)
メール：7800@city.atsugi.kanagawa.jp

市ＨＰは、こちらから▶

https：//www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kyoikusomuka/3/26088.html